

自衛隊静岡地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

分任契約担当官
自衛隊静岡地方協力本部長
田代 裕久

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期間)	見積依頼書 公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	募集広報用缶バッジ	自衛隊静岡地方協力本部	令和7年7月31日	令和7年 6月5日	令和7年6月20日 9時30分	令和7年6月20日 9時30分	物品の販売 D等級以上	実績のある 企業含む
			以下余白					

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒420-0821
静岡市葵区柚木366
自衛隊静岡地方協力本部 電話 054-261-3151
担当 総務課 会計班長 FAX 054-261-3153

見 積 書

件名リスト一連番号	10
-----------	----

金額¥

(消費税相当額等を含まない)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
募集広報用缶バッジ	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
納 入 場 所	自衛隊静岡地方協力本部	納 期	令和 7年 7月 31日		
契約保証金	免 除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7年 6月20日

分任契約担当官

自衛隊静岡地方協力本部長
田代 裕久 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名

調達要求番号：

自衛隊静岡地方協力本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
件名	募集広報用缶バッジ	作成	令和7年6月 日
		変更	
		作成部課	募集課
1 適用範囲			
本仕様書は、自衛隊静岡地方協力本部（以下「地本」という。）が使用する募集広報用缶バッジ（以下「缶バッジ」という。）について適用する。			
2 製品に関する要求			
2.1 種類及び型式			
表1のとおり			
表1－種類及び型式			
種類		型式	
無地缶バッジ(44mm) (安全ピン)		ニプリ・「品番mkb-naw-44(ホワイト)」 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	
※当該製品は選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。			
2.2 デザイン			
別紙のとおり			
2.3 数量			
表2のとおり			
表2－数量			
連番	表面	作製枚数	
1	デザイン①	5,000枚	
2	デザイン②	5,000枚	
3	デザイン③	5,000枚	
4	デザイン④	5,000枚	
合計20,000枚			
2.4 材質			
本体はブリキとし、細部は製造会社の仕様及び社内規格による。			
2.5 寸法			
直径44mm(±2mm)とし、細部は製造会社の仕様及び社内規格による。			
2.6 印刷方法			
印刷方法については、CMYKカラーによる印刷を行うものとする。細部は、官側との調整による。			

3 缶バッジの作製

- 3.1 随時、地本において打ち合わせを行い、官側から受注者に作製に関する説明を行い、必要な資料及び情報の提供、納品日の確認等を行う。
- 3.2 受注者は前項の打ち合わせに基づき、官側提供のデザインから写真、文字及び色彩等を考慮した原案を作成し、官側へデータ及び印刷した原稿を提出する。
- 3.3 缶バッジの原案を基に各種サイズに適合するよう一部加工する。
- 3.4 官側の希望と異なる場合、受注者は原案を改善または修正するものとする。

4 缶バッジの校正等

缶バッジのデザインの校正は、1回程度とする。ただし、必要に応じ官側は受注者に対し依頼し、確認することができる。

5 納品等

地本募集課へ納入すること。

6 著作権の譲渡等

- 6.1 作製において著作権が発生した場合は、その作製に係る経費及び著作権の譲渡に係る費用等も入札価格に含めるものとする。
- 6.2 作製物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に官側に譲渡する。
- 6.3 官側は、作製物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該作製物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 6.4 受注者は、作製物が著作物に該当する場合において、官側が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、官側は作製物が著作物に該当しない場合には、当該作製物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

7 検査

仕様書の第2項に規定する事項を検査する。

8 その他

この仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

デザイン①



デザイン②



デザイン③



デザイン④

